

## 【施設等利用給付認定】 家庭状況や認定事由に変更があった場合の提出書類

### 【家庭状況に変更が生じた場合】

変更内容	必要書類
区内転居	変更届 → 「1 区内転居」を記入
氏名変更	変更届 → 「2 氏名変更」を記入
結婚したとき ※婚姻関係にないパートナー等と同居を開始したときの必要書類は、保育認定係へお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届 → 「4 家庭状況の変更」を記入</li> <li>戸籍謄本または婚姻届受理証明書のコピー</li> <li>配偶者の保育の必要性の事由に応じた書類</li> <li>(3号認定の方) 配偶者の課税(非課税)証明書</li> </ul>
離婚したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届 → 「4 家庭状況の変更」を記入</li> <li>戸籍謄本または離婚届受理証明書のコピー</li> </ul>
転園したとき	変更届 → 「5 その他」に記入
施設等利用給付認定が不要になったとき	変更届 → 「5 その他」に理由を記入 例：「〇月〇日以降預かり保育は利用しないため」
区外転出	練馬区への届出は不要です。 (住民票異動日をもって練馬区での認定は終了します) 転出先の自治体に改めて施設等利用給付認定をご申請ください。

### 【保育を必要とする事由の変更】 ★マークのついている書類は区指定様式あり

変更内容	必要書類
就職・転職した 契約変更した	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届★ → 「3 保育を必要とする事由の変更」を記入</li> <li>就労証明書★</li> <li>(自営業の方) 直近の確定申告書第一・二表のコピー(確定申告書の提出ができない場合は、開業届、営業許可証等)</li> </ul> <p>※就労要件で認定を継続するためには、月 12 日以上かつ1日4時間以上の就労が常態である必要があります。</p>
育児休業を取得した	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届★ → 「3 保育を必要とする事由の変更」を記入</li> <li>育児休業取得期間証明書★</li> </ul>
育児休業から復帰した	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届★ → 「3 保育を必要とする事由の変更」を記入</li> <li>復職証明書★</li> </ul>
退職し、求職活動をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届★ → 「3 保育を必要とする事由の変更」を記入</li> </ul> <p>※求職活動の状況欄にチェックを入れてください。</p>
保護者の疾病・障害により保育の必要性が生じた	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届★ → 「3 保育を必要とする事由の変更」を記入</li> <li>診断書や身体障害者手帳等のコピー</li> </ul>
介護・看護により保育の必要性が生じた	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届★ → 「3 保育を必要とする事由の変更」を記入</li> <li>介護・看護状況申告書★</li> <li>介護・看護の必要性を証明する書類(被介護・看護者に関する診断書や身体障害者手帳等)</li> </ul>
保護者の就学により保育の必要性が生じた	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届 → 「3 保育を必要とする事由の変更」を記入</li> <li>就学状況申告書★ または在学証明書(学生証)と時間割のコピー</li> </ul>